

意見陳述書

2013年7月16日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告 堀内 美鈴

私は四国電力伊方原子力発電所（以下、伊方原発）がある愛媛県の松山市に住んでいます。2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所（以下、福島第一原発）の炉心溶融事故を目の当たりにして、二度とこのようなことが起こらないよう原発のない社会を目指して一人の市民として出来る活動に取り組んでいます。

そのなかで私は、福島第一原発事故により警戒区域に指定された双葉町から避難した被災者から直接、体験を聞く機会がありました。この方は地域の防災避難訓練には3回参加されていましたが、実際原発炉心溶融事故ではまったく役に立たなかったそうです。地震により道路があちこち陥没して大渋滞が起こる中、どこへ逃げろという情報も全く得られないまま、6カ月と4歳の子どもたちを連れて9人でワゴン車2台に乗って、着の身着のまま双葉町から浪江町まで避難されました。けれどもそこは、まさにメルトダウン事故を起こした福島第一原発から放出された放射性物質が向かった方角でした。福島から悲惨な思いをしながらやっとたどり着いた埼玉や横浜では、まるで何事もなかったかのように笑いながら通勤する人々を見て、本当につらかったそうです。

その後の双葉町の様子については、道路工事をする人々が防護服を着てガスマスクをしています。その横を普通の恰好をした住民が通っていくともうかがいました。虫も鳥も見かけず、動物たちは骨と皮。「本当に地獄です！」とおっしゃいました。

私はその話をうかがいながら、福島から遠く離れたこの愛媛でも原発事故の実態がほとんど知られていないことを思わずにはいられませんでした。福島で何が起きているか知らないからこそ、私も含めて何事もなかったかのような毎日を過ごしていただけるのだと思います。

四国電力の皆さまも、伊方原発の再稼働をする前に、実際の福島第一原発事故現場に行き、作業員や被災者と会って、原発が過酷事故を起こせばどうなるのかを見て欲しいと思います。

今、日本は世界で最も深刻な原子力災害の真ただ中にあります。東日本大震災では太平洋岸にあった東京電力福島第一原発、福島第二原発、日本原子力発電の茨城県東海第二原発、日本原子力研究開発機構の東海再処理工場、東北電力宮城県女川原発、青森県東通原発、日本原燃の青森県六ヶ所再処理工場など、各地の原発と使用済み核燃料が貯蔵されている施設が被害を受けました。中でも福島第一原発では原子炉が溶け落ちてあまりにも高い放射線量のため誰も近づけません。事故収束のめどが立たず、放射性物質の流出も止まらず、空や大地、海の深刻な環境破壊と汚染が広がっています。いつ地震が起きて二次

災害が発生するかわかりません。被災した人々の避難生活は続き、その補償も進んでいません。原発事故処理に当たっておられる何千人もの労働者の被ばく問題、また緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）による放射性物質の拡散予測が、事故直後に公表されなかったことによる住民の被ばくも明らかになっています。とても平常時とはいえない状況です。

電力会社の本来の役割は電力の安定供給ですが、今回の原発大震災では、原発が非常時の電力の安定供給にはつながらず、かえって危険であることも教えてくれました。地震直後、関東・東北地方では原発だけではなく、火力も含めて多くの発電所が被災しました。けれども火力発電所は急ピッチで被災から立ち直り、地震・津波の被害から約2ヶ月後には生産準備を進めており、夏のピーク時までにはほぼすべて発電設備を復旧し、原発が全て止まっても支障がない水準になりました。

福島県内の水力発電所が水害の影響で稼働できなくなったときには、東電の福島県内の相馬火力発電所から東北電力に追加送電設備をつけて、東北電力と東京電力は夏のピークを乗り切りました。つまり、東電と東北電力の火力発電所が無く、もっと多くの電力を原発に依存していたら、関東や東北地方は停電を余儀なくされていたということです。

伊方原発は3基全てが停止していますが、四国電力は今年の夏の電力需給見通しについて、余力5%以上で節電要請や計画停電の準備はしないと発表しています。すでに原発に全く依存しなくても、電気は供給できています。深刻な事故や被害が生じた原発と全国で停止中の原発は、電気を1ワットも発電していません。にもかかわらず原子炉や使用済み核燃料を冷やし続けなければ危険なため、火力発電所から電気を送っている状態です。もはや原発は発電所ではなく受電所であり、貴重な資源を浪費し、半永久的に危険な放射性廃棄物とその処理負担を後世に残す「巨額の不良債権」です。災害時の電力の安定供給に寄与せず、かえって業績を悪化させ、何よりも取り返しのつかない被害が生じかねない原発から、四国電力は一刻も早く撤退するべきであると考えます。

国は、福島第一原発事故のあと、定期検査で停止したままの全国の原発の再稼働を審査する新しい規制基準づくりと放射性廃棄物の管理方法について判断するために、昨年9月に原子力規制委員会（以下、規制委員会）を作りました。今月8日には規制委員会による新たな規制基準が施行され、同じ日に四国電力は伊方原発3号機の再稼働を申請しました。

また、愛媛県は規制委員会が決めた原子力災害対策指針を受けて、地域防災計画における原発事故の時の防災重点区域をこれまでの原発から8～10kmから30km圏に変更しました。伊方原発の30km圏では愛媛県と山口県の8市町、およそ13万人が対象になります。けれども規制委員会が決めた災害対策指針も県の防災計画も「原発事故が起きる」ことを想定しています。福島の事故からも分かるとおり、原発はたった1回の事故でも広範囲にわたって人びとが住めなくなるほどの被害をもたらす危険性があります。その被害を受ける住民にとっては、そのようなリスクはたとえ1回でも受け入れることなどできません。ですから原子力の規制や防災を考えるときには、何回か試行錯誤を繰り返して課題があれば検討と改善を加えていくというやり方は通用しません。絶対に事故を起こさないようにする、それが出来ないのであれば動かさないことが、住民の生命と財産を守る上で実

行力のある規制であり防災対策であると考えます。

さらに、伊方原発3号機の再稼働へむけたこの一連のプロセスそのものにも非常に問題があると考えます。それは、四国電力や国、県から、原発事故の被害を受ける可能性のある住民へのリスク情報開示と説明が極めて不十分であることです。

四国電力は、伊方原発が再稼働しない場合に被る不利益については「電気料金が上がる」などと説明しています。けれども伊方原発がメルトダウン事故を起こした場合には、電気料金の値上げといったお金の問題だけでは済みません。実際、どの程度の被害が生じるのか、またそれは収束可能なのか、全ての住民の避難は可能か、いつ避難先から自宅へ帰ることができるのか、生じた被害は補償されるのかなど、四国電力には、再稼働する場合に住民が被る不利益について、原子力事業者としての責任の所在を明確にして、情報開示と説明の義務があると考えます。原発再稼働には地元の同意が必要ですが、こういった様々なリスク情報の提供と説明を受けてはじめて、住民は再稼働に同意するかどうか判断できるからです。

私は先月、伊方原発から30km圏内の南予6市町で、福島の被災者の話を聞く巡回講演会を地域住民の皆さんと協力して実施しました。この講演会を立ち上げた30km圏内の住民の方々の共通の思いは「子どもや孫のために、原発のない社会を！」でした。講演会には6市町合わせて226名の参加があり、アンケートには152名の方々が答えてくださいました。「福島での原発事故に関心がある」と答えた人は無回答の1名をのぞく全員でした。これに対して福島で何が起きているかよく知らなかったという方が多く、この背景には原発事故に伴うリスクについて、地域防災計画の重点区域に入る住民であっても十分に知らされていないということがあると考えます。

これまで原発建設予定地では必ず住民の反対運動が起こってきました。けれども国はその住民の訴えを聞くことをせず、疑問に答えることもなく、電力会社の原子炉設置申請書をうのみにして設置を許可してきました。過去の伊方裁判では、松山地裁、高松高裁、最高裁と住民は敗訴しましたが、数十年にわたる裁判で原告住民が訴え続けたことは、まさに今回の東電福島第一原発のような事故を予言していました。ですから四国電力は伊方原発の再稼働をする前に、これら多数の住民の声に真摯に向き合い、再稼働によって私たち住民の健康や財産が脅かされるような事態は絶対に起こらないのか、それを誰が責任を持って保証するのかなど、住民が求めるリスク情報を開示し、納得がいくように答えていただきたいと思います。人間のする事にも自然災害にも100%安全ということはありません。けれども原発には100%の安全が求められると考えます。

以上の理由から、私は伊方原発の再稼働に反対し、四国電力が廃炉と使用済み核燃料の厳重管理対策に直ちに着手することを求めます。